

つくば市議会議員の端末の使用に関する基準

令和 年 月 日議会運営委員会決定

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貸与端末について（第3条—第5条）
- 第3章 私物端末について（第6条・第7条）
- 第4章 端末の使用及び情報セキュリティ対策（第8条—第11条）
- 第5章 補則（第12条・第13条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この基準は、つくば市議会議員（以下「議員」という。）の端末の使用及び議員用無線 LAN への端末の接続について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 端末 パーソナルコンピュータのほか、スマートフォンその他これらに類する機能を持つ機器のことをいう。
- (2) 議員用無線 LAN つくば市役所において、議員が使用することができるネットワークシステムをいう。

第2章 貸与端末について

（端末の貸与）

第3条 つくば市議会は、議員に対し、端末等を貸与する。

2 前項に規定する端末等（以下「貸与端末等」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) タブレット端末本体（通信量 20GB/月）

(2) タッチペン

(3) 充電ケーブル及びアダプター

(貸与端末等の使用に係る遵守事項)

第4条 議員は、貸与端末等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸与端末等を第三者に転貸又は譲渡しないこと。

(2) 貸与端末等を紛失、破損、故障させた場合又は盗難に遭った場合は、速やかにつくば市議会局（以下「議会局」という。）に連絡すること。

(3) 貸与端末等（タブレット端末本体を除く。）を紛失、破損、故障させた場合又は盗難に遭った場合は、自己の費用をもってこれを補填又は修理すること。なお、原則として同等品を補填するものとする。

(4) 貸与端末等の使用権限がなくなったときは、速やかに当該貸与端末等を議会局へ返却すること。

(5) タブレット端末本体を返却する際は、自らの責任において、必要に応じて、当該端末に保存した個人情報その他データを消去した上で返却すること。

(貸与端末等の使用に係る禁止行為)

第5条 貸与端末等を使用する議員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 貸与端末等の改造、交換、アプリケーションソフトウェアの削除等により、貸与端末等の機能又は性能を変更すること。

(2) タブレット端末本体に障害を及ぼすおそれのある装置を接続すること。

(3) タブレット端末本体をアクセスポイントとして、他の端末を継続的かつ大量の通信を伴う形態で接続すること。

(4) タブレット端末本体をつくば市が提供する無線 LAN 以外の無線 LAN に接続すること。

第3章 私物端末について

(議員用無線 LAN に接続できる端末)

第 6 条 議員は、自身が所有する端末（以下「私物端末」という。）を議員用無線 LAN に接続することができる。

（議員用無線 LAN に接続する私物端末に係る遵守事項）

第 7 条 私物端末を議員用無線 LAN に接続し、これを使用する議員は、次に掲げる次項を遵守しなければならない。

- (1) 議員用無線 LAN に接続する私物端末にセキュリティソフトを導入する等の情報セキュリティ対策を実施すること。ただし、基本ソフトウェア標準機能でセキュリティが確保されている場合は、この限りではない。
- (2) 議員用無線 LAN のパスワードを厳重に管理すること。
- (3) 議員用無線 LAN のパスワードを第三者に漏洩し、使用させないこと。
- (4) 議員用無線 LAN を、公務外の目的で過度に利用し、又は帯域を占有するような行為をしないこと。
- (5) 議員用無線 LAN に障害を及ぼすおそれのある装置を接続しないこと。

第 4 章 端末の使用及び情報セキュリティ対策

（端末の使用に係る遵守事項）

第 8 条 議員は、端末の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末を使用するときは、つくば市議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけること。
- (2) 情報の受発信は、自らの責任において行うこと。
- (3) 端末を紛失し、又は盗み取られることがないように、適切に管理すること。
- (4) 不審なリンクへのアクセスを行わず、提供元が不明である又は信頼性に疑義のあるアプリケーションをダウンロードし、又はインストールしないこと。
- (5) データの正確性を保持し、データの紛失及び毀損等の防止に努めること。

- (6) 審議中の情報、開示前の情報、及び非公表の情報（以下「機密情報等」という。）を外部に発信しないこと。
- (7) 個人情報及び機密情報等については、その重要性を鑑み、漏えい、紛失等が生じないように慎重に取り扱うよう努めること。
- (8) つくば市議会及び市の情報セキュリティの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処すること。

（端末の使用に係るセキュリティ対策）

第9条 端末を使用する議員は、以下のセキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 端末ロック解除に用いる暗証番号又はパスワード及び各種ウェブサービスの利用に係る認証情報について、第三者に推測されないものを設定し、適切に管理すること。
- (2) 端末の基本ソフトウェア及び業務アプリケーションは、常に最新の状態を維持すること。
- (3) 端末及びクラウドストレージに一時的に保存した機密情報等は、用が済み次第速やかに完全に消去すること。
- (4) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃及び部外者の侵入等又は個人情報及び機密情報等の漏えいがあった場合は、速やかに実情を把握し、議長及び議会局に報告するとともに、必要な措置を講ずること。

（会議中の端末の使用に関する禁止行為）

第10条 議員は、会議中の端末の使用に当たっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 議長又は会議の長の許可なく会議を撮影し、録音し、若しくは録画し、又はこれらをインターネット等を通じて公衆送信すること。
- (2) ソーシャルネットワーキングサービス及び掲示板等への投稿等、議事に関係のない操作をすること。

(3) 端末から操作音その他の音声を発すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、議長又は会議の長が不適切と認める行為
(会議中の不適切な端末の使用に対する措置)

第 1 1 条 議長又は会議の長は、前項の規定による注意を受けた議員が当該注意に従わないときは、当該注意を受けた議員の端末の会議中の使用を禁止することができる。

第 5 章 補則

(見直し)

第 1 2 条 情報セキュリティに対する状況の変化に対応する等の理由により、本基準の見直しが必要となった場合は、これを行うものとする。

(その他)

第 1 3 条 この基準に定めるもののほか端末の使用について疑義が生じた場合は、議会運営委員会において決定する。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。